

# アスリート委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ハンドボールリーグ(以下、「JHL」という。)規約第9条の規定に基づき、アスリート委員会(以下、「本委員会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

## (所掌)

第2条 本委員会は、次の各号を所掌する。

- (1) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
- (2) 感染症拡大防止および予防に関する啓蒙活動に関すること
- (3) アンチドーピングを含むコンプライアンス啓発に関すること
- (4) ハンドボールの普及や推進に資するイベントの企画立案に関すること
- (5) 選手の権利保護や紛争解決に向けた組織活動に関すること
- (6) 社会貢献活動に関すること
- (7) その他選手に関すること

## (委員)

第3条 本委員会の委員は10名以内とし、原則として男女同数とする。

2. 委員は、JHLに登録している者、引退後3年以内の者または学識経験者として選ばれた者とする。
3. 過去に懲罰対象となった、または、倫理およびコンプライアンス等の規程に違反していない者とする。

## (委員の選出)

第4条 委員は、理事会において選任され理事長が任命する。

## (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、JHL理事の任期と同じく終了する。ただし10年を最長とし、再任を妨げないものとする。

2. 補欠又は増員により選任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第6条 委員会には委員長1名、及び必要に応じ副委員長2名以内を置くこととし、委員の互選により選出する。

2. 委員長は議長となり、委員会を総括する。
3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
4. 委員長及び副委員長に事故あるときは、互選により他の委員がその職務を代行する。

## (会議等)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2. 委員の3分の2以上の請求があつた場合、JHLはただちに委員長に会議の招集を請求しなければならない。
3. 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。ただし、書面をもってあらかじめ委任状を提出した委員は、出席者とみなす。
4. 理事および事務局長は、本委員会に出席して意見を述べるができる。

## (本委員会へのオブザーバー出席)

第8条 委員長に届け出て承認を得た者は、オブザーバーとして本委員会に出席することができる。

## (事務の統括)

第9条 本委員会に関する事務は、理事長が指定した部署が統括する。

(改正)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

(附則)

本規程は、2021年10月13日から施行する。